様式第４号

**個人情報保持に関する契約書**

　球磨郡公立多良木病院企業団（以下「甲」という）と○○○○（以下「乙」という）とは、　　○○業務（以下「本目的」という）の為に、甲から提供・開示される個人情報の取扱いに関し、以下の通り合意する。

第１条　（個人情報）

　　本契約において個人情報とは、甲が本目的の為に提供・開示する患者に関する全ての情報とする。

第２条　（秘密保持）

１．乙は、甲から提供・開示された個人情報を保持し、本目的の為に知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示・漏洩してはならないものとする。

なお、乙は善良なる管理者の注意を持って個人情報を保管管理すると共に、再委託先を除く第三者に譲渡・提供せず、また当該役員、従業員以外のものに閲覧等をさせないものとする。

２．乙は、甲の事前の承諾がない限り、個人情報にかかわる資料を複製しないものとする。

第３条　（使用目的）

　　乙は、甲から提供・開示された個人情報を本目的の為のみに限定して使用するものとして、その他の目的に使用しないものとする。

第４条　（個人情報にかかわる資料の返却）

乙は甲から要求があった時には、本目的で受領した個人情報にかかわる資料を、甲に返却・破棄もしくは消去するものとし、また甲の事前の承諾を得て作成した複製物を破棄もしくは消去するものとする。ただし、法令によって保存が義務づけられている場合は、この限りではない。

なお、個人情報にかかわる資料を返却もしくは消去した後も、第２条に定める秘密保持義務は、有効に存続するものとする。

第５条　（履行状況の報告）

　　乙は甲から要求があった時には、秘密保持の履行状況について遅滞なく報告しなければならないものとする。

第６条　（事故報告及び損害賠償）

１．乙は、この契約の履行にあたって事故が生じた時は、直ちに甲に連絡しその指示を仰がなければならない。

　　２．乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならないものとする。

但し、天災その他の災害によって生じた損害等で、全てを乙に負担させることが著し

く公正を害すると認められる時は、その一部又は全部を、甲の負担とすることが出来

るものとする。

第７条　（関係者への遵守徹底）

　　乙は、甲から提供・開示された個人情報を知ることとなる自己の役員、従業員に本契約の内容を遵守させるものとする。

第８条　（協議）

　　本契約に定めない事項に関しては、甲乙別途協議の上、円満に解決を図るものとする。

第９条　（契約の有効期間）

　　本契約の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2カ年とする。

第１０条　（契約満了後の秘密保持）

本契約の満了後も、本契約期間中に知り得た情報についての秘密保持義務は、有効に存続するものとする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲　　住所　　熊本県球磨郡多良木町大字多良木４２１０

　　　　　　　　　　　　　　　　　名称　　球磨郡公立多良木病院企業団

企 業 長　髙 森　啓　史

乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名称